

## ～土壌汚染対策法の一部を改正する法律について～

平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部が改正となり、平成31年4月1日に施行されました。今回はその中から2点抜粋してご紹介致します。

～改正の主なPOINT～

### ①調査契機 of 拡大

### ②特定有害物質 of 追加

#### ①調査契機 of 拡大

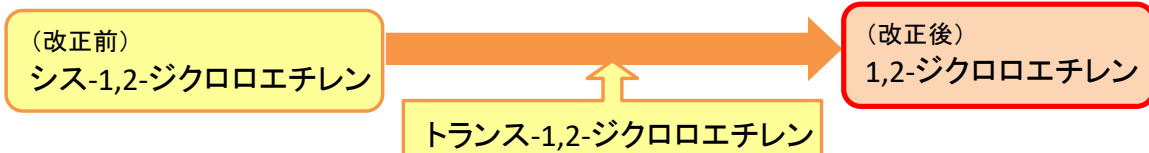
- ・有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌調査が一時的に免除中の土地において、900㎡以上の形質の変更時の届出制度になりました。  
⇒ 届出範囲(掘削部分)で土壌調査が必要です。
- ・有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場において、900㎡以上の土地の形質の変更時の届出が必要となります。  
⇒ 汚染の恐れがある場合は土壌調査が必要です。

届出・調査の契機拡大対象の土地	平成31年3月まで	平成31年4月から
①有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌調査の義務がある土地	3,000㎡以上の土地の形質の変更 (法第4条第1項の届出)	900㎡以上の土地の形質の変更 (法第3条第7項の届出) (法第4条第1項の届出)
②有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地		

#### ②特定有害物質 of 追加

- ・特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンが加わり、1,2-ジクロロエチレンに見直されました。

＜背景＞地下水環境基準について、新たな科学的知見等に基づき平成21年11月に「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に見直されたことを踏まえ、今般土壌環境基準の見直しが行われました。



項目	平成31年3月までの環境上の条件	平成31年4月からの環境上の条件
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 (シス-1,2-ジクロロエチレンとして)	0.04mg/L以下 (シス体とトランス体の和として)

今回ご紹介した土壌調査及び特定有害物質の分析は、弊社にて検査を承っております。ご質問等ございましたら、お近くの営業所までお問い合わせ下さい。



◇企画・製作◇  
東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です！  
是非ご覧下さい！

